

# 八代市庁舎内市民交流エリア運営要領

令和4年6月27日

財務部長専決

令和4年12月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市庁舎内市民交流エリア条例施行規則（令和3年八代市規則第33号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、八代市庁舎内市民交流エリア（以下「市民交流エリア」という。）の運営及び維持管理を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(申請手続等)

第2条 市民交流エリアの施設等に係る利用の許可の申請は、規則第4条第1項本文に規定する市民交流エリア施設等利用許可申請書による申請（以下「書面申請」という。）又はオンライン予約システムを用いた申請（以下「オンライン申請」という。）により行うものとする。

2 書面申請及びオンライン申請に係る受付期間及び受付時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	受付期間	受付時間
書面申請	市民交流エリアの施設等の利用をする日が属する月の11月前の月の初日から施設等の利用をする日まで	市民交流エリアの開館時間（午前9時から午後10時まで）
オンライン申請		午前0時から午後12時まで（施設等の利用をする日が属する月の11月前の月の初日にあつては、午前10時から午後12時まで）

(閉館から翌日の開館までの間の利用)

第3条 夜間（午後6時から午後10時まで）に多目的ホール又は会議室を利用する者が翌日の午前（午前9時から午前12時まで）に同一の施設を利用するとき（当該翌日が休館日となる場合を除く。）は、当該施設に係る時間外（午後10時から翌日午前9時まで）の利用の許可を受けたものとみなし、当該夜間において当該施設の原状回復を行うことを要しない。

2 前項の場合においては、時間外（午後10時から翌日午前9時まで）の使用料は、徴収しない。

(冷暖房の使用料)

第4条 多目的ホール及び会議室における冷暖房の使用料は、利用者が冷暖房を作動した時間にかかわらず、使用時間区分（時間外（午後0時から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで）を含む。）に応じて算

定する。

(遵守事項に係る補則)

第5条 規則第13条に規定するもののほか、市民交流エリアの施設等の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 多目的ホール又は会議室の利用後に窓等の施錠を行うこと。
- (2) 施設等の利用後に原状に回復すること(第3条第1項の規定により原状回復を行うことを要しない場合を除く。)
- (3) 多目的ホール又は会議室において、飲食を行うことを主たる目的とするパーティー、会合等を行わないこと。
- (4) 多目的ホール又は会議室において、振動又は大音量が発生する武道、球技等のスポーツ種目、激しい運動、コンサート、ライブ等を行わないこと。

(利用の調整)

第6条 複数の者から市民交流エリアの同一の施設等について第2条第2項に規定する受付期間の初日における書面申請の受付時間前に使用時間区分が重複する利用の事前相談等が行われたときは、財務部財産経営課において調整を行うものとする。

附 則

この要領は、財務部長専決の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年12月1日から施行する。